

口座共有サービス利用規約

2024 年 8 月現在

第 1 条 【口座共有サービス】

口座共有サービス（以下「本サービス」といいます。）とは、京都北都信金アプリをご契約いただいているお客さまが、共有先として登録したご家族等に、指定した条件で預金口座の残高、入出金明細の照会および入出金の通知を許可するサービスをいいます。

第 2 条 【関係規約の適用・準用】

本サービスについては、京都北都信金アプリ利用規約（以下「関連規約」といいます。）によるほか、口座共有サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）により取り扱います。なお、関連規約と本規約とで相違が生じる場合には、本規約が優先して適用されるものとします。

第 3 条 【本サービスの利用目的】

本サービスは、ご家族間における家計管理を主な目的とします。お申込みされたお客さまご本人とそのご家族等において、預金口座の残高、入出金明細を共有することを目的としてご利用いただくものとします。

第 4 条 【本サービスの利用申込み】

1.お客さまは、京都北都信金アプリ上で共有先のご家族等を登録していただく方法により、本サービスを申込みことができます。ただし、次のいずれかに該当する場合には、お申込みいただくことはできません。

①お客さまご本人または共有先のご家族等が 京都北都信金アプリを契約いただいていない場合。

②お客さまご本人の口座を京都北都信金アプリに登録いただいていない場合。

2.お客さまは本サービスのご利用にあたり、以下の内容についてご同意いただくものとします。

①本サービスのお申込み以降、お客さまご本人のお名前、店名、口座番号、残高および入出金明細が、前項により登録されたご家族等にご契約いただいている京都北都信金アプリ上でご家族等に対して提供されます。

②提供される入出金明細には、本サービスのお申込日以前の過去の明細も含まれます。

③入出金明細で表示される全てが提供の対象です。具体的には、入出金明細に記録される「摘要」、振込明細の場合は「振込依頼人名」等についても提供の対象となります。

④本サービスに登録いただく口座数は当金庫所定の数を超えることはできません。

第 5 条 【利用の解除・停止等】

1.本サービスをご利用中のお客さまは、登録されたご家族等の登録を解除することにより、本サービスの利用を取り止めることができます。

2.登録されたご家族等がお客さまご本人の入出金明細画面を参照しているタイミングと同時に、前項の解除操作を行った場合は、登録されたご家族等が操作を実施した時点で参照ができなくなります。

3.お客さまが京都北都信金アプリの解約または取引の停止等により京都北都信金アプリをご利用できない場合または登録されたご家族等が京都北都信金アプリをご利用できない場合等は、本サービスも利用できません。この場合、当金庫はお客さまに通知することなく本サービスを解約または停止できるものとします。

第 6 条 【免責事項】

共有先のご家族等の登録はお客さまご自身の責任において実施いただきます。

入力相違や 誤解によって登録された等の事由により、お客さまに損害が生じた場合や登録されたご

家族等との間でトラブルが生じた場合も、当金庫は一切の責任を負いません。

第7条 【禁止行為】

1.お客さまは本サービスのご利用にあたり、以下に定める行為を行わないものとします。

- ①本サービスをお客さまご本人以外の第三者に利用させる行為。
- ②本サービスに関する専用ページの複製、改変、公衆送信、解析その他本規約に定める利用方法以外の行為。
- ③日本国内の法令、諸規則、本規約および公序良俗に反する行為。
- ④お客さま以外の第三者の口座番号およびパスワードまたはその他の情報を不正に取得もしくは利用する行為、またはその他の不正アクセス行為。
- ⑤前各号の他、合理的な理由により当金庫が不適切と判断した行為。

第8条 【サービス内容変更や利用停止等】

- 1.当金庫は、お客さまへの通知なしに、本サービスの内容を変更する場合があります。変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。
- 2.不正に使用される恐れがある場合、その他本サービスの利用または提供の停止等を必要とする相当の事由が生じたと当金庫が判断した場合、当金庫はいつでもお客さまへの事前の通知なしに、本サービスの利用または提供の停止等、必要な措置を講じることができるものとします。これによりお客さまに損害が生じた場合であっても、当金庫は責任を負いません。

第9条 【規約の変更等規約の変更等】

当金庫は、本利用規約の内容を、任意に変更できるものとします。

変更がある場合、その内容は当金庫ホームページへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより変更できるものとし、当金庫が公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切の責任を負いません。

以上